

令和3年1月23日

会員の皆様

土浦地区剣道連盟会長 倉持利夫

剣道指導時の注意喚起について

厳寒の候 会員の皆様には日頃から土浦地区剣道連盟の活動に対しご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。

さて過日、新聞等の報道で本県の中学校で剣道指導中、指導者により生徒に怪我を負わせる事故が発生したことが報じられました。

<内容>

正式な許可を得ていない高段者の指導者が中学校剣道部で、生徒を指導中に体当たりして後ろに転倒させ、脳振とうや、けがを負わせた

つきましては、学校等で指導を行う際には次の事項等にご留意いただきますようお願いいたします。

- (1) 小学校・中学校・高等学校等で外部指導者として指導する場合には、当該学校の校長の許可が必要です。指導する場合には学校に問い合わせてください。

※許可を得ないで指導することは禁じられています。

- (2) 学校で許可を得、外部指導者として指導する場合には、学校教育に携わる教育者としての矜持を持って臨んでください。

※生徒に怪我を負わせるような指導は避けなければなりません。

- (3) 外部指導者は各種の研修が義務付けられています。日頃から茨剣連等の研修を含め、各種研修等に積極的に取り組んでいただき研鑽してください。

※ 指導法、事故・怪我が発生した場合の対処法等の理解を深めていただきます。

会員の皆様には何卒ご理解いただき、再発防止にご協力いただきますようお願い申し上げます。